

## 岡垣町ラジコン式草刈機等貸出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業管理作業の省力化及び農地等の維持、保全を図ることを目的に、岡垣町在住の農家及び農業組合が管理する農地、集落等で共同管理している水利施設及び農業関連施設並びにその周辺の草刈りに活用できる岡垣町が所有するラジコン式草刈機及び自走式草刈機その他関連する備品を貸出しすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機材等)

第2条 貸出しする機材等(以下「ラジコン式草刈機等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) ラジコン式草刈機その他関連する備品
- (2) 自走式草刈機その他関連する備品

(委託)

第3条 町長は、ラジコン式草刈機等の貸出し、運搬、点検等に係る業務を委託して実施する。

(保管場所)

第4条 ラジコン式草刈機等は、岡垣町役場に保管する。

(対象者)

第5条 貸出しの対象となる者は、町内で活動を行う次に掲げるものとする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 岡垣町地域計画により地域の担い手として位置付けられる者又は位置付けられると見込まれる者
- (4) 農業組合
- (5) 水利組合
- (6) 日本型直接支払制度に係る団体
- (7) その他町長が必要と認める者

(貸出条件)

第6条 貸出しは、岡垣町在住の農家及び農業組合が管理する農地、集落等で共同管理している水利施設及び農業関連施設並びにその周辺で使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) ラジコン式草刈機等の運搬及び草刈を利用者が行う場合、貸出期間中の管理は利用者が行い、使用に当たっては利用者の内1名以上が貸出日までに

操縦技術の指導を受けていること。

(2) ラジコン式草刈機等の運搬は町が業務を委託した事業者（以下「委託業者」という。）が行い、草刈は利用者が行う場合、貸出期間中の管理は利用者が行い、使用に当たっては利用者の内1名以上が貸出日までに操縦技術の指導を受けていること。

(3) 運搬から草刈までの作業を委託事業者に委託する場合  
(貸出期間)

第7条 ラジコン式草刈機等の貸出期間は、貸出日から3日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、整備不良等の利用者の責めに帰さない理由により貸出期間内に作業が完了しなかったときは、町長は、新たに返却日を指定することができる。

3 ラジコン式草刈機等の損耗、破損等により修繕の必要が生じた場合は、修繕が完了するまで貸出を停止する。

(貸出手続)

第8条 ラジコン式草刈機等の貸出しを受けようとする者は、ラジコン式草刈機等貸出(変更)申請書兼承認書(様式第1号)(以下「申請書兼承認書」という。)を、貸出しを希望する日(以下「貸出希望日」という。)の14日前(貸出希望日の14日前が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の休日でない日)までに町長へ提出しなければならない。

2 町長は、申請書兼承認書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しが決定した者(以下「借受者」という。)に通知するものとする。

(使用料)

第9条 ラジコン式草刈機等の貸出し等に係る料金は別に定める。

(貸出中の管理等)

第10条 借受者は、ラジコン式草刈機等を常に良好な状態で管理し使用しなければならない。

2 借受者は、ラジコン式草刈機等を転貸又は譲渡してはならない。

3 借受者は、故意又は過失によりラジコン式草刈機等を紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。

4 借受者は、第6条第1号及び第2号の規定による使用をする場合、草刈等の作業時に操縦技術の指導を受けた者を必ず常駐させ、十分な安全を確保した上で作業を行わなければならない。

5 借受者は、2日以上貸出期間を申請した場合は、原則、申請書兼承認書に記載した配置場所にラジコン式草刈機等を保管するものとし、盗難のおそれがある場所及び雨水への対処ができない場所へ保管してはならない。

(貸出しの中止及び返還)

第11条 町長は、前条の規定に違反したと認められるときは、ラジコン式草刈機等の貸出しを中止し、ラジコン式草刈機等を返還させることができる。

(返却等)

第 12 条 借受者は、予定した作業を終了したときは、ラジコン式草刈機等を返却し、ラジコン式草刈機等使用実績報告書(様式第 2 号)を町長へ提出しなければならない。

2 借受者は、故意又は過失の有無にかかわらず、ラジコン式草刈機等を紛失、破損等させた場合は、ラジコン式草刈機等使用事故報告書(様式第 3 号)を速やかに町長へ提出しなければならない。

(ラジコン式草刈機等の点検)

第 13 条 町長は、ラジコン式草刈機等が第 12 条第 1 項の規定により返却されたときは、委託事業者に点検の依頼を行うものとする。

2 委託事業者は、前項の依頼を受けたときは、ラジコン式草刈機等の点検を行わなければならない。

(町負担額の請求等)

第 14 条 委託事業者は、点検が完了したときは、ラジコン式草刈機等委託料請求書(様式第 4 号)により町負担額を町長に請求するとともに、利用者の負担額を当該利用者に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは委託料として速やかに支払うものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。